

花と緑と水に囲まれた

風の香る町なみいつまでも

一色上原地区の地区計画



葉山町

1 地区の方針

「地区の方針」は、まちづくりのビジョンを定めたもので、「地区整備計画」による具体的規制の基本となる考え方を示すものです。

名 称	一色上原地区地区計画
位 置	葉山町一色字上原及び下山口字白石地内
面 積	約 7 . 1 ha

地区の方針の内容

地区計画の目標	<p>本地区は、葉山御用邸の北東約 0.2 km に位置し、起伏に富んだ地形のなかに、旧大蔵省が所有する約 0.5 ha の国有地とその周辺には、低層な戸建て住居を中心とした閑静で良好な住宅地を形成する一方で、狭隘道路による防災、安全の面で課題を抱える地域である。</p> <p>また、本地区は近年の宅地開発等により比較的規模の小さな敷地が増えているなど、今後とも敷地の細分化や高密度な建築物の混在による住環境の悪化が懸念される。</p> <p>本地区計画では、戸建て住居を中心とした低層な住環境の維持するとともに、地域の課題である道路や公園の基盤施設の整備を促進することで、住環境の向上を図ることを目標とする。</p>
土地利用の方針	戸建て住宅を中心とした低層な住宅地の維持を図るため、土地利用を適正に規制・誘導する。
地区施設の整備の方針	地区内の居住者の利便性、安全性、防災機能の向上を図るため、道路・公園を配置し、整備を図る。
建築物等の整備の方針	戸建て住宅を中心とした低層な住宅地の維持、向上を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、かき又はさくの構造の制限等を定め、規制、誘導する。
緑化の方針	緑豊かで快適な生活空間を形成するため、敷地内の緑化に努めるものとする。

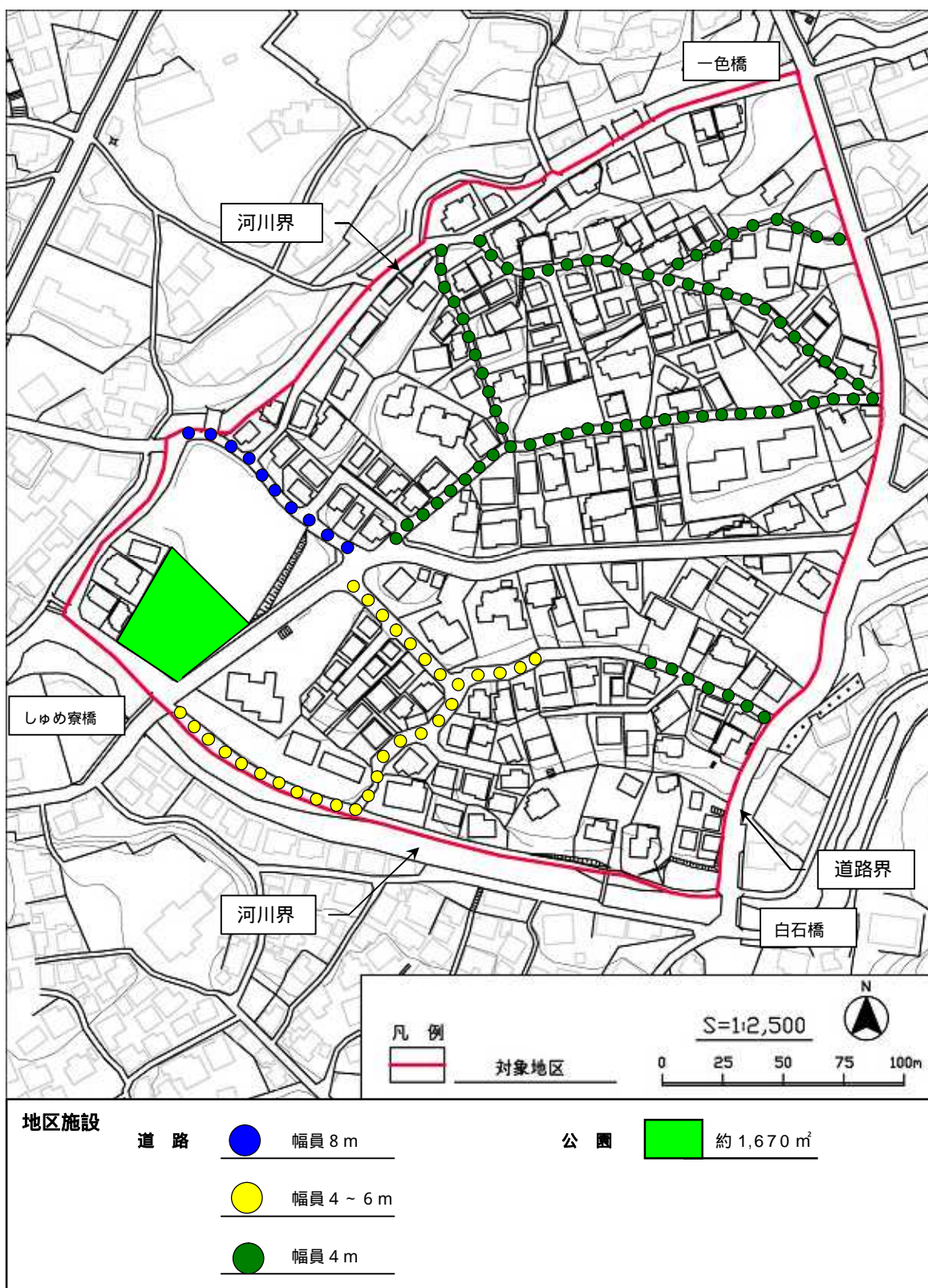
「地区整備計画」は、「地区の方針」にもとづいて具体的な規制内容を定めたものです。

地区整備計画の内容

地区 整備 計画	地区施設の配置 及び規模	道 路	幅員 8.0m 延長 約90m	
			幅員 4.0m～6.0m 延長 約270m	
			幅員 4.0m 延長 約660m	
		公 園	1箇所 約1,670㎡	
	建築物等 に関する 事項	建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 4戸以上の共同住宅及び4戸以上の長屋	
		建築物の 建築面積の 敷地面積に 対する割合 の最高限度	10分の4	
		建築物の 敷地面積の 最低限度	135㎡ ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(は)項第7号に規定する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地についてはこの限りでない。	
		壁面の位置 の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.5m以上、隣地境界線までの距離は1m以上とする。	
		建築物等の 高さの 最高限度	地盤面から10m	
		かき又は さくの構造 の制限	道路に面して設けるかき又はさくは、地盤面からの高さが1.2m以下、基礎の立ち上がりは0.6m以下のものとする。 ただし、生け垣については、この限りでない。	

「区域、地区施設の配置及び規模は、地区計画図表示のとおり」

3 地区計画図



この地区計画（都市計画）は、平成 19 年 10 月 15 日から適用します。

連絡・お問合せ先

葉山町 都市整備部 都市計画課

〒240-0192 葉山町堀内 2135 (046) 876-1111

発行 平成 19 年 11 月 葉山町